

早島町ふれあいの森公園遊具更新工事仕様書

1. 工事名

早島町ふれあいの森公園遊具更新工事

2. 目的

早島町ふれあいの森公園トリムコース内遊具「ロープウェイ」「バランスウッド」は、設置から20年以上が経過しており、部材の腐食等の老朽化が進むとともに、危険遊具に該当する可能性が高くなったため撤去する。安全基準を満たすとともに、子どもたちの好奇心を刺激し、利用者が何度も訪れたくなるような新たな遊具を設置する。また、遊具周辺には、利用者が休憩できるよう、ベンチ等と組み合わせた小規模な日よけ・パーゴラ等を設置するものとする。

3. 設置箇所

早島町ふれあいの森公園（都窪郡早島町矢尾 1049 番地）内の、別図「早島町ふれあいの森公園平面図（1）（2）」に示す設置箇所を本業務の対象区域とする。

① 遊具

既存の「ロープウェイ」は撤去するものとする。また、「バランスウッド」は既に撤去済みである。「ロープウェイ」及び「バランスウッド」の設置箇所並びにその周辺について、本業務の目的に沿った新たな遊具を提案すること。

新たに設置する遊具は、既存の「ロープウェイ」及び「バランスウッド」と同種のものに限定せず、遊具の種類、組合せ、配置及び設置面積については、事業者の提案によるものとする。

また、「バランスウッド」の設置箇所周辺にある「丸太ステップ」についても、必要に応じて更新対象に含めることができるものとする。提案に当たっては、安全領域を十分に確保するとともに、トリムコースや周辺施設との調和、利用者の動線及び安全性等に配慮すること。

② 小規模な日よけ・パーゴラ

別図に示す箇所を基本として、遊具との位置関係、利用者の動線、日照、景観等を踏まえ、小規模な日よけ・パーゴラ等を提案すること。設置位置及び設置面積については、提案内容に応じて変更することができるものとする。ただし、大幅な変更を行う場合は、本町と協議すること。

4. 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

5. 施工時間

原則として、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分まで

※祝日及び年末年始等は除く。

6. 契約上限金額

14,500,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

7. 法令等遵守

事業者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

8. 提出書類

事業者は、契約締結後、本町の契約約款に定めるもののほか、適切な時に下記のものを速やかに提出する。

(1) 契約締結後

- ① 着手届
- ② 工事工程表
- ③ 施工体制台帳
- ④ 各種図面（製作図、設置施工図等）
- ⑤ その他監督員が指示したもの

(2) 遊具設置完了後

- ① 完了届
- ② 工事写真（施工前・施工中・完成後）
- ③ 竣工図面（CAD データ（CD-R）、A3 版縮小図）
- ④ その他監督員が指示したもの

9. 工事内容

工事内容ごとに、最低限必要な要件を定める。形状等遊具の詳細については、事業者の提案を基に、町と協議の上決定していく。

(1) 実施設計

- ① 既存の遊具の撤去、遊具の新設を最低条件とし、遊具を設置すること
※契約上限額の範囲内であれば遊具の数は限定しない
- ② 小学生以上を対象としたトリムコースであるため、適応した遊具を提案すること
- ③ 安全領域を考慮し、バランス良く遊具の配置を行うこと
- ④ 遊具は耐久性のあるものとする
- ⑤ 遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること
- ⑥ 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）を満たすもので、（一社）日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること

(2) 既存遊具の撤去、遊具及びマット等の安全施設設置（土工・基礎工・処分工含む）

- ① 開設している公園内の工事であるため、公園利用者の安全を第一とすること
- ② 工事は、契約日から令和9年3月31日までの間に実施すること。
- ③ 工事区域内への侵入等を防ぐ周知看板及びバリケード等を設置し、工事期間内の安全を図るようにすること
- ④ 大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をすると共に、事業者は責任を持って安全の確保に努めること
- ⑤ 既存遊具と仕様が大きく異なる場合、案内図を更新できるよう屋外用ステッカーなどを作成すること（案内図の更新は、部分更新を可とする）

- ※ 工事完成後に記念式典を行う場合、それまでの間保安施設を存置しておくことを依頼することがある

10. 留意事項

(1) 貸与資料

工事の実施にあたり、本町は事業者に必要な資料を貸与するものとするが、貸与資料の取扱いについては汚損、破損のないように十分に注意すること。貸与を受けた資料は、そのリストを提出し、工事完了とともに速やかに返却すること。

(2) 完了検査申請

事業者は、完了検査を申請する場合は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 工事写真（施工前・施工中・完成後）
- ② 竣工図面(CAD データ (CD-R)、A3 版縮小図)
- ③ その他監督員が指示したもの

(3) その他

事業者は、工事の実施にあたり、関係者・関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合は、誠意をもって対応するものとする。また、本仕様書記載事項及び工事に疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議し、工事に支障のないよう努めなければならない。

11. その他

- (1) 本工事に係る必要な申請については、事業者が行うこと。
- (2) 各作業にあたっては、担当職員と打合せの上実施すること。
- (3) 本工事全てを契約金額内で行うこと。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は担当職員と協議すること。
- (5) 設計図書への記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「保安施設設置基準」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること。

＜参考＞トリムコース設置遊具

- (1) チャレンジ・ザ・マウンテン
- (2) トンネルくぐり
- (3) かべのぼり 三角もぐら
- (4) ローラーすべり台
- (5) FRPすべり台
- (6) かべあるき
- (7) 丸太ステップ※バランスウッド後と一緒に面積を使用したい場合は撤去可
- (8) バランスウッド（撤去済）※今回更新遊具
- (9) ロープウェイ ※今回更新遊具
- (10) マウントクライミング